

事前評価調書

I 事業概要																																													
事業名	治山事業（予防治山事業）																																												
地区名	瀬戸市定光寺町																																												
事業箇所	瀬戸市定光寺町地内																																												
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃溪流を保全し、山地災害を防止する。																																												
事業目標	【達成（主要）目標】 床固工1個、流路工1個を設置し、荒廃溪流の保全を図る。																																												
事業費	事業費	内訳																																											
	26百万円	■工事費 26百万円																																											
事業期間	採択予定年度	平成29年度	着工予定年度	平成30年度	完成予定年度	平成30年度																																							
事業内容	床固工1個 流路工1個																																												
II 評価																																													
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、溪流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いいため、治山事業の実施が必要である。 また、費用対効果分析結果（B/C）は10.66となり、基準値である1.0を超えており、効果が期待できる。																																											
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																										
		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																											
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> <th>H37</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種 区分</td> <td>床固工</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流路工</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td>26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	工種 区分	床固工	←→								流路工	←→								事業費（百万円）		26							
			H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37																																			
	工種 区分	床固工	←→																																										
		流路工	←→																																										
事業費（百万円）		26																																											
2) 地元の合意形成	地元説明会を経て合意済み。																																												
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																											
		【理由】 事業計画に無理がなく、地元の合意もあるため、事業の実効性が期待できる。																																											
III 対応方針																																													
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																												

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容	
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】	